

# IAESB会議報告 ロンドン会議報告

国際会計教育基準審議会（IAESB：International Accounting Education Standards Board）は、国際会計士連盟（IFAC）の中に置かれた職業会計士のための国際教育基準（IES：International Education Standards for Professional Accountants）を審議・議決する機関である。2010年1月からIAESBは各国際教育基準の改訂作業に取り掛かっており、2013年半期末までを目標に改訂作業を終え、2014年にIES第1号と第7号、2015年に残りのIES第2号、第3号、第4号、第5号、第6号、第8号が順次発効される予定である。その主な改訂方針は、規則主義から原則主義への変更である。

ロンドン会議は、2012年10月24日から26日の3日間、ロンドン市内のICAEW（イングランド・ウェールズ勅許会計士協会）本部で行われた。本稿において、この会議の概要を報告する。

## 1 IES第5号（実務経験）

2012年3月のメリダ会議において公開草案に対するコメントを分析し、審議した結果を受け、タスクフォー

スが作成した修正案を審議した。なお、修正案では、IAESBにおける基準の改訂方針が、規則主義から原則主義に変更されていることに従い、基準本体では、具体的な実務経験期間（最低3年間）は要求事項として明示されなくなった。しかし、実務経験期間として最低3年間（修士号を取得している場合は2年間）とすることを考慮できる旨の記述が基準に付帯する説明資料の中に残されている。

IES第5号の改訂に関する公開草案に対して提出された各加盟団体等からのコメントにおいて、次の用語については明確化が必要であるとの指摘があったため、今回の会議においてタスクフォーが追加修正を提案した。

### (1) 指導者（Mentor）と監督者（Supervisor）について

この2つの用語を「Practical Experience Supervisor」（実務経験監督者）に統一し、また、その定義は「職業会計士志望者が十分な実務経験を得るために、その指導、助言、及び補助に責任を持つ職業会計士」とされた（改訂案段落17）。

なお、この定義だけでは指導者

（Mentor）に従来期待されていた役割が含まれていないという意見を取り入れて、説明文A15において指導者（Mentor）の存在について言及することとした。

### (2) 十分性（Sufficiency）について

実務経験の十分性については、「Sufficient Practical Experiences（Sufficiency）」と表現され、その定義及び内容は、「深度、幅（範囲）、知識及びその応用において、また適切な場合においては、様々な状況や内容に照らして異なる分野から知識や経験を統合させることにおいて、均衡がとれている実務経験を指し、この実務経験の幅（範囲）は、役割の種類、習熟度のレベル、国内又は地域法制、規制及び専門家の（發揮）能力に対する一般からの期待などの要素によって左右される。また、実務経験の深度は、業務の種類や複雑性及び監督者からのサポートの程度等の要素に影響される」とした。

### (3) 産学共同教育（Cooperative Education）について

その定義を、「通常学位等の習得につながる教育プログラムで、学術的な学習期間とフルタイムでの実務経験期間を交互に挟む教育を指す。

このため、通常は、学位取得のために追加的な時間が要請されることとなる」とした。

#### (4) 業務記録 (Work Log) について

その定義を、「職業会計士に与えられた課題及び遂行された職務の種類や費やされた時間を記録したもの」とした。

#### (5) 雇用主 (Employer) について

当初、定義が提案されていたが、これは、一般用語として使用しているので定義は不要とした。

審議会の第1日目において、上記の用語のほかに、その他の文章表現などについての議論が行われ、その後、直ちに修正提案のあった事項についてタスクフォースが修正作業に取り掛かり、第3日目午前中にIES第5号の修正稿が提出された。これを審議会が最終稿として承認し、その後、字句修正確認等の手続を経て最終稿として公表することとなった。

なお、今回の修正案について、再

公開草案としてパブリックコメント募集が必要かどうかについて審議されたが、大幅な修正がないため、再公開草案とする必要はないとされた。

さらに、既存のIEPS第3号（実務経験についてのプラクティス・ステイトメント）の廃止の可否についても討議され、現行IES第5号の廃止に合わせてIEPS第3号を廃止することとした。

## 2 IES改正のタイムスケジュール

従来の慣行によると、各号ごとに最終稿の公表から15か月から18か月後の日付をそれぞれ発効日としていたが、現在実施している改訂作業では、IESの各号に相互に関連する定義の改正等が含まれているため、関連するIESは同時期に発効させることが適切であるとの意見が多く出された。この意見を踏まえて、およそのスケジュールを以下のとおりとした。

	最終草案公表日	発効日
IES第7号 (CPD)	2012年7月23日	2014年1月1日
IES第1号 (参加要件)	2012年11月ころ	2014年7月1日
IES第2号、第3号、第4号、第5号、第6号、第8号	2012年11月ころ～2013年半期末	2015年7月1日

## 3 用語集の更新

いくつかの用語の定義変更がなされているため、現在の用語集は廃止し、新しい用語集を公表する方針が起草ワーキンググループから提案され、審議会で承認された。

起草ワーキンググループでは、新しく作成された各基準案と現行の用語集を比較検討しており、使用しな

くなった用語及び一般的な意味でのみ使用されている用語について、整理削除されるべき用語のリストが提出され、以下については整理・検討が必要とされた。

(1) フレームワークでの用語定義と各IES改訂案の矛盾の有無について調査した結果、以下の用語についての整理・検討が必要とされた。

- ① Audit professional (用語の再検討又は廃止が必要)

- ② Best practice (Good practice とすべきかについて検討が必要)
- ③ Capabilities (Professional knowledgeの削除と合わせて再定義が必要)
- ④ Competence (Professional competenceとの関係を整理する)
- ⑤ CPD (IES第7号と第8号での定義の調整が必要)
- ⑥ General education (用語の説明におけるfoundationという単語の使用の見直しが必要)
- ⑦ Professional knowledge (Professional competenceという用語が新基準(案)で用いられている)

(2) 各IES間での用語の定義の不一致も存在しているため、以下の用語についても検討し、調整することとなった。

- ① Assessment activity
- ② IPD
- ③ Sufficiency of practical experience

#### 4 IAESB戦略事業計画2014年～2016年

今後IAESBが行うべき事業について、前回のニューヨーク会議でブレinstoering形式により議論が行われ、その後、戦略事業計画に関する質問票に対するコメント募集を2012年7月19日から9月19日の期間で実施した。

(1) 有効回答は111通で、その回答者の主な内訳は、大学教授21件、会計士団体40件、教育機関関係者13件、監査法人及びそのパートナー12件、監査マネージャー5件である。

(2) そのほか、過去のIAESBメンバーや米国会計学会(AAA)、国際会計教育研究学会(IAAER)、世界銀行、開発銀行等に対しても意見を求めた。

優先されるべき戦略について、以下の3つの課題に絞ったところ、そのうちの2つが優先すべきものとされた。

- 新基準の開発は実施したところなので当面は優先ではない
- IESの採用を促進させることについては優先させる
- IESの適用をサポートすることについても優先させる

また、審議会でのグループセッションなどを通じて、以下の優先課題が検討された。

- (3) アウトリーチ活動を通じてIESの認知度を高める
- (4) IEPS(プラクティス・ステイメント)の改訂を行う(倫理・IT・実務経験)
- (5) 学習成果の評価についてのガイドランスを開発する
- (6) グッド・プラクティスをベンチマークとして示すことにより、加盟団体によるIESの導入を促進する
- (7) ナレッジシェアのための組織等を構築する

CAG(Consultive Advisory Group)からは、開発途上国に対して会計教育の基礎の構築及びその他に対する実質的な支援を提供することが提案されたが、これについては審議会において賛否が分かれた。審議会の最終的な意見としては、IAESBは国際基準を開発することが第1の役割であるので、開発途上国への支援は別

の組織が行うべきものとし、戦略計画において優先させる課題とはされなかった。

#### 5 今後のIAESB会議予定

2013年3月20日～22日 ニューヨーク

2013年6月17日～19日 ニューヨーク

2013年10月30日～11月1日 トロント

(国際会計教育基準審議会テクニカルアドバイザー 井上浩一)